

令和4年度 法人事業計画

社会福祉法人 恵正福社会

高齢者施設

介護老人保健施設 恵の杜
通所リハビリテーション 恵の杜
特別養護老人ホーム めぐみ
グループホーム 恵の家

障がい者施設

わーくさぽーと 恵の杜
わーくさぽーと 阿久和
はーとさぽーと 阿久和
グループホーム りゅうりゅう
グループホーム おれんじハウス

児童福祉施設

とうかいどう保育園
とごしの杜保育園
放課後等デイサービス えがお
相談支援事業所 えがお
すまいるスクール

法人の理念

「すべての人と共に歩む」

初めに

令和3年度は、前年度に引続き新型コロナウイルス感染症対策に追われる1年でありました。その中で介護保険法、障害者総合支援法等の法改正があり、そこでは、感染症や災害への対応強化、地域包括システムの推進、自立支援・重度化防止の取り組み推進、介護人材の確保・介護現場の革新、制度の安定性・持続可能性の確保が概要として挙げられ、各事業所において、今後取り組むべき支援の在り方や対策等を推進していくことが求められています。

また、恵正福祉会としては平成30年度より「これからの5年間」を策定し実施しております。また「社会福祉法人恵正福祉会のあるべき姿」として「パッケージ型「地域共生社会」事業プロジェクト」を立ち上げ推進してまいりました。しかしながら、昨年からの新型コロナウイルス感染症感染防止対策により、災害時の対策のみならず感染対策等も検討し対策することも求められ、事業運営全体の在り方を考える1年でもありました。今年度も引続き新型コロナウイルス感染症、他各種感染症対策を継続しつつ、経営改善を行い経営の安定化に努めます。

経営方針

「すべての人と共に歩む」という法人理念を実現するため、既存事業の見直し、新規事業の展開を進め、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築により、利用者・家族、法人職員、地域住民を含めた、住み慣れた地域での生活が続けられるようにサービスの充実を図ってまいります。

事業計画策定ポイント

1, 経営改善	
これまでのあゆみ	平成30年度より実施している「これからの5年間」(平成30年度～令和5年度)により、経営改善に取り組めました。今年度は4年目を迎えますが、法人全体としては収益面においては改善されつつあるが、事業所においてはまだ厳しい状況であり、改善の余地が残されています。
令和4年度に向けて	法人として健全な財務状況を維持するため、しっかりとした収支管理で経営を強化してまいります。法人及び拠点ごとに収支の財産

	<p>状況を適時確認し、予算と事業の執行を適切に管理し、自立した財務を強化していきます。現在は計画に対しての進捗状況としては計画通りには進んではいませんが、着実に改善しつつある状況です。今後4年目となる「これからの5年間」の進捗状況を振り返り計画の見直しを行いながら、令和4年度も引続き計画が達成できるよう管理をしながら実施をしていきます。</p>
<p>2, 人材確保・育成・定着</p>	
<p>これまでのあゆみ</p>	<p>前年度に引き続き人材確保には多くの課題があり、計画通り職員確保はできませんでしたが、その中で高齢事業部においてはEPA及び特定技能1号での外国人労働者の雇用が推進できたことは良かったと考えています。障がい事業部、子ども子育て事業部ともに職員の採用には課題が多くある中で、各事業所の職員には日々の業務におけるさまざまな課題に対して真摯に取り組んでおります。</p>
<p>令和4年度に向けて</p>	<p>人材育成・定着は、目標管理を伴った職場内教育が大切な役割を果たすと考えていますが、指導力が左右することになるので、教育力・指導力を強化することをプログラム化していくことが必要と考えます。また、職員の介護・支援・保育の質の維持向上及び事業運営の安定化を図るためには、戦略的な人材確保が必要となりますので、今まで以上にしっかりと計画を立てて採用活動を実施していきます。</p>
<p>3, ガバナンス「健全な法人経営を目指す、法人自身による管理体制」</p>	
<p>これまでのあゆみ</p>	<p>恵正福祉会は、平成31年度より事業部体制となり、理事会・評議員会を中心とした法人運営体制の整備に努めてまいりました。ガバナンスは現在の社会福祉法人にとって一番求められているものであり、理事会をはじめとする法人の各事業所等が法令や社会の要請に沿って構成され機能するよう制度整備を進め、各事業所等の連携で課題解決にあたることのできる仕組みが必要であると考えます。</p>
<p>令和4年度に向けて</p>	<p>令和4年度は、さらにガバナンスの整備を進めていく必要があると考えております。本部および事業部を柱として、自主的な経営体として事業運営・課題解決に取り組んでまいります。</p>
<p>4, BCP (Business Continuity Plan : 事業継続計画)</p>	
<p>概要</p>	<p>日本では、地震、豪雨、火災・爆発、大規模な災害などが相次いでおり、法人が自然災害、火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り</p>

	決めておく計画が必要とされています。また、令和3年の介護保険法や障害者総合支援法の改正において、BCPの策定及び訓練の実施が必須となることから、恵正福祉会としての計画を策定し、実効性のある取組みを行っていきます。
基本方針	<p>1) 優先して行う業務</p> <p>(1) 利用者及び職員の生命や生活を保護・維持するための業務を最優先業務とする。</p> <p>(2) 利用者へは、最低限のサービスにはなるが継続する。</p> <p>2) 地域への協力</p> <p>(1) 近隣住民や事業所が被災し困難な状況に遭遇している際には、可能な範囲で援助・支援活動を実施する。</p> <p>3) 行政との協力</p> <p>(1) 行政から福祉避難所設置依頼があった場合は、可能な範囲でその機能を果たすため、支援活動を実施する。</p> <p>(2) 外部からのボランティア受け入れるための体制を早期に構築する。</p>

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)への取り組み

SDGsの目標は、恵正福祉会の理念である「すべての人と共に歩む」とも通じるものがあり、当法人もこの取り組みを通じて、世界のすべての人に繋がっていることを認識し、微力ながら今年度よりSDGsの取り組みを行い、持続的な社会福祉の実現を目指します。

※令和4年度の取り組み



- ・高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉のさらなる質の向上を目指す。
- ・男女の区別なく、リーダー、管理職へ登用する。
- ・男性職員の育児休業取得の推進。
- ・雇用体系の多様性。
- ・障害者・高齢者・技能実習生等外国人の雇用をする。
- ・災害等の緊急時に事業継続ができるよう対策を行う。
- ・職員研修。

恵正福祉会の組織 概略図

令和4年3月

